令和６年度（２０２４年度）熊本県人権啓発キャラクターコッコロを活用した人権啓発

活動業務委託仕様書

１　目的

熊本県人権啓発キャラクターコッコロ（以下「コッコロ」という。）を活用した啓発活動を行うことにより、人権に関する県民の関心を高めるとともに、コッコロを熊本県における人権尊重推進の象徴として定着させ、もって人権意識の高揚を図る。

２　委託内容

（１）次に掲げるコッコロを活用した人権啓発活動の実施

ア　コッコロを中心とする啓発キャラバン隊（以下「コッコロ隊」という。）の結成及び熊本県、県内市町村及びその他県内人権関係団体等（以下｢熊本県等｣という。）が開催する人権啓発に関する催事等における、コッコロ隊を活用した人権啓発活動（以下｢人権啓発活動｣という。）の実施。

イ　コッコロのイラスト、コッコロの着ぐるみを活用した広報・啓発活動

ウ　コッコロ隊の人権啓発活動における、熊本県等が作成した啓発物品等の配布

エ　その他、コッコロの認知度を高め、人権に関する県民の関心を高めるための人権啓発活動

（２）コッコロ隊の受付業務及び出動管理

（３）着ぐるみのメンテナンス及び保管管理

（４）その他（１）から（３）に付随する業務

３　委託内容の具体的事項

1. 人権啓発活動の実施

ア　人権尊重推進の趣旨に沿った啓発活動

（ｱ）コッコロを人権尊重推進の象徴として定着させるとともに、人権に関する県民の意識を高め、共感を得られるような企画を行うこと。

（ｲ）コッコロ隊のステージ活動は、幅広い年齢層に受け入れられ、来場者を引きつけるような企画を行うこと。

イ　実施体制

コッコロ隊は、着ぐるみ要員及び司会者を含む複数名で構成し、派遣申込の内容に応じて柔軟な出動体制で実施すること。

ウ　従事者に求められる能力及び条件

（ｱ）現場における統括業務、実施先との調整作業を行える能力を有する者がいること。

（ｲ）司会進行を行う能力を有する者がおり、当司会者は、明るく元気で話術に優れた者であることが望ましい。

（ｳ）着ぐるみ要員については、身長１５０ｃｍから１６５ｃｍ程度で、着ぐるみ装着の経験者やダンス及び演劇の経験者（以下｢類似業務経験者｣という。）が望ましい。

エ　コッコロの振る舞い

（ｱ）はずかしがりやの妖精であることを意識した振る舞いをとること。

（ｲ）コッコロは声を出さない。

オ　人権啓発活動の実施回数及び活動時間等

（ｱ）人権啓発活動の実施回数は４０回程度とすること。なお、受付状況により契約回数に変動が生じる場合は、受託者は事前に県と協議を行うこと。

（ｲ）１回当たりのステージ演技は、約２０分程度とすること。

1. コッコロ隊の受付業務及び出動管理

ア　コッコロ隊の派遣申込の受付、日程変更及び派遣の可否決定の連絡について、複数体制で行うこと。

イ　受託者は、派遣申込書（別紙様式６）を受け付けた翌日までに県へ連絡すること。なお、県は、当該事業及び申込方法の周知を行うものとする。

ウ　受託者は、主催者と協議及び調整を行い、派遣の可否決定の連絡を行うこと。また、派遣が決定した人権啓発活動について直ちに県へ連絡し、実施計画書（様式自由）を作成のうえ、県へ提出すること。実施計画書の提出後、場所や日時に変更が生じた場合は、県へ連絡すること。

なお、派遣の決定可否の連絡は、決定後１週間以内とし、これより短い期間での申し込みがあった場合は、すみやかに連絡を行うこと。

エ　受託者は、人権啓発活動を実施し、実施箇所ごとに場所名、日時、参加者数、実施内容を記載した実施報告書（別紙様式７）を作成し、実施後１週間以内に県へ提出すること。

なお、提出に際しては、実施箇所ごとに、実施状況の分かる写真２枚を添付すること。写真についてはできる限り、参加者個人が特定できないように撮影すること。

（３）着ぐるみのメンテナンス及び保管管理

　　　　着ぐるみは契約期間中において、県から１体を貸し出す。受託者は日常的にメンテナンスを行うとともに、随時修繕を行う。また、適切な場所に保管すること。

（４）その他（１）から（３）に付随する業務

　　ア　危機管理体制

（ｱ）トラブル発生時においては、原則として、受託者で解決を図ることとする。

（ｲ）来場者が混雑するなどトラブルが予想される場所には、同行者を増員するなど、トラブル防止に努めること。また、必要に応じて、主催者が管轄警察署に道路使用許可申請を行うよう依頼すること。

（ｳ）人権啓発活動実施中及び実施場所への移動の際は、事故がないよう万全を期すとともに、事故が発生した場合は適切に対処すること。また、事故に備えて傷害保険等の加入も行うこと。

イ　移動手段及び経費

人権啓発活動の実施場所への移動手段は、自動車、公共交通機関等によること。また必要に応じ、車のレンタルを行うとともに、ガソリン代、高速利用料、駐車場代を委託費に含むこと。

４　特記事項

（１）制作した作品及びコッコロ隊の演出等の著作権及び使用権は、全て熊本県に帰属すること。

（２）本業務完了後、受託者は業務完了報告書（別紙様式８）を作成し、県へ提出すること。

　　　なお、本業務完了後、最終的な委託料は実績によるものとし、本業務の実績額が委託料を上回った場合は委託料を上限とする。

５　委託期間

契約締結日から令和７年（２０２５年）３月１４日（金）まで